

茨城県社会保険指導協会だより

編集と発行

〒300-0812 茨城県土浦市下高津4-1-32

労働保険
事務組合 茨城県社会保険指導協会

TEL 029-825-5560(代)

FAX 029-835-9625

E-mail: info@ibaraki-kyoukai.com

URL <http://www.ibaraki-kyoukai.com>

業務案内

労働保険(雇用保険・労災保険)
法に基づく諸業務、給付請求、
労働保険料徴収納付、その他
事務指導

平成19年1期 労働保険料の納期です

指定期限までにお忘れになりませんよう

ご納付お願い申し上げます。

～雇用保険法改正のお知らせ～

平成19年4月より、雇用保険の保険料率が引き下げられます

保険料率は以下の表をご参照下さい。



雇用保険率 (/1000)	改定後(19年4月1日より)			改定前		
	事業主負担率	被保険者負担率	保険料率計	事業主負担率	被保険者負担率	保険料率計
一般の事業	9	6	15	11.5	8	19.5
農林水産業 清酒製造の事業	10	7	17	12.5	9	21.5
建設の事業	11	7	18	13.5	9	22.5

平成19年10月より適用の重要改正事項には以下の2点があります。

離職理由により、失業保険受給に必要な被保険者期間が変わるのでご注意下さい。

雇用保険被保険者区分の改正

現在、週の労働時間が20時間～30時間未満の短時間労働被保険者(パート・アルバイト等)と、30時間以上の一般被保険者の間に被保険者の区分がありますが、改正後はこの区分が廃止され被保険者資格が一本化となります。

つまり改正後は、週20時間以上労働される方全員が雇用保険被保険者の対象となります。

失業給付受給資格要件の改正

退職理由	改正後、受給に必要な被保険者期間	現在、受給に必要な被保険者期間
会社の倒産 解雇等の場合	離職の日以前1年間に通算して6ヶ月以上	離職の日以前1年間に通算して6ヶ月以上
一身上の都合等の場合	離職の日以前2年間に通算して12ヶ月以上	離職の日以前1年間に通算して6ヶ月以上

ここでいう1ヶ月とは、賃金支払の基礎となる日が11日以上ある月の事をいいます。

～アスベスト(石綿)健康被害者救済の為の一般拠出金(救済費用)の徴収が始まります。～

19年4月1日から、労災保険適用の全事業主の皆様にあすベスト健康被害者救済の為の救済費用をご負担いただく様になりました。料率は全業種共通で1000分の0.05です。

平成18年度の支払賃金から申告・納付の対象となり、支払賃金10万円につき5円の負担になります。

ご質問等がありましたら、当協会までご連絡下さい。